

TOPICS

【一般家庭以外の場合】例：各種事業所、公民館等の会館、神社、寺、その他公共施設

平成22年4月から、旧浅井および旧びわ地区で事業活動等を営んでいる使用者の方の農業集落排水処理施設使用料が、次のとおり変更となります。

現行（平成22年3月31日まで）	変更後（平成22年4月1日から）
処理施設の使用状況を勘案して市長が定める額 来年3月までは今までどおり	下水道への排水量を前年度の水道使用量等により認定（長浜市公共下水道使用料条例別表を適用した額）して、その排水量に対する金額を請求 変更後は公共下水道と同じようになります

●使用料改定の対象となるのは次のところです（自治会名）

旧長浜	今常喜西加田東	国友東鳥羽上北加田西	国友西鳥羽上南加田南	泉名越加田北	下之郷東布勢加田今	八条小一条加田新	本庄本庄新加田栄	常喜東常喜新
旧浅井	木尾	谷口	北野	相撲庭	今荘			
旧びわ	錦織南浜十九	落合川道上八木	難波小観音寺下八木	新居稲葉早崎	野寺弓削下益田	八木浜香花寺益田	大浜富田安養寺	中浜北富田

湖北広域行政事務センター 平成21年度入札参加資格審査申請を受付けます

〔受付期間〕 2月2日（月）～2月27日（金）

※土曜日、日曜日、祝日を除く

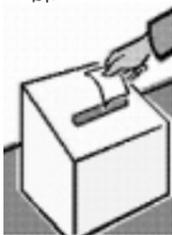
〔受付時間〕 午前8時30分～正午

午後1時～午後5時15分

〔受付場所〕 湖北広域行政事務センター総務課

〔有効期間〕 建設工事・委託業務 1年間

物品購入 2年間



お問合せは、湖北広域行政事務センター総務課 ☎ 7142 へ。

市下水道排水設備工事 施工指定業者の申請を受付けます

〔必要書類〕 申請書と添付書類

〔手数料〕 1万円

〔受付期間〕 3月2日（月）～3月13日（金）

〔受付場所〕 上下水道課（東別館3階）

《添付書類》

- ・成年被後見人、破産者、被保佐人でないことを証明する書類（身分証明書）
- ・住民票記載事項証明書または外国人登録原票記載事項証明書
- ・申請者または代表者の経歴書
- ・商業登記事項証明書と定款の写し（法人の場合）
- ・営業所の付近見取り図、平面図、写真（全景と事務所内の2枚）
- ・責任技術者名簿（様式第2号）
- ・工事の施工に必要な設備や器材を有することを証する書類



お申込み・お問合せは、上下水道課 ☎ 1600 へ。

TOPICS

農業集落排水処理施設ご使用のみなさんへ

お問合せは、上下水道課
☎ 1600 へ。

農業集落排水施設使用料改定のお知らせ

平成21年4月使用分から

現在、合併前の旧市町ごとになっている使用料を合併協定事項に基づき、次のとおり改定します。

改定にあたっては、使用者のみなさんの公平性の観点などから、農業集落排水事業運営協議会ならびに議会において、審議を重ねいただき、平成21年4月使用分から使用料を改定することとなりました。

今後とも農業集落排水事業の健全な運営のため、効率的な事業運営に努めていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



●新旧使用料の対照表

【一般家庭の場合】

1か月分	新使用料 (税別)	現行使用料		
		旧長浜 (税別)	旧浅井 (税込)	旧びわ (税込)
基本料金	1,400円	1,700円	1,000円	3,060円
構成員割	500円	370円	500円	

○算出方法（1か月分）・・・（基本料金(1,400円)+構成員割(500円×構成員数)）×1.05(消費税)
(10円未満切り捨て)

新料金早見表（1か月分）

(税込)

構成員数	新使用料	現行使用料		
		旧長浜	旧浅井	旧びわ
1人	1,990円	2,170円	1,500円	3,060円
2人	2,520円	2,560円	2,000円	
3人	3,040円	2,950円	2,500円	
4人	3,570円	3,330円	3,000円	
5人	4,090円	3,720円	3,500円	
6人	4,620円	4,110円	4,000円	
7人	5,140円	4,500円	4,500円	
8人	5,670円	4,890円	4,500円	

※使用料は2か月分を1期として、奇数月に請求します。

使用人数が変われば届出を

構成員の異動（転入・転出・出生・死亡等）により、使用人数に変更があった場合には、使用料金が変わりますので、すみやかに市上下水道課もしくは各支所産業建設課まで届出をお願いします。